医学部履修要項

授業科目（ユニット）等

第１条　医学部各学年において履修する授業科目（ユニット）および科目数（ユニット数）は別表（１）のとおりとする。

選択科目

第２条　選択科目については履修科目届を所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。履修科目届提出後の科目の変更および取り消しは認めない。

実習・演習および実技

第３条（第１学年）

実習および演習については、原則として、各科目の総時間数の 4/5 以上出席しなければその科目の成績を０点とし、初年次体験実習は不合格とする。

２　病気、その他やむを得ない理由により出席できなかった場合は担当教員に申し出ればその科目の実習・演習を補うことがある。

３　実習・演習および実技の成績は、態度、技能、レポート、筆答・口頭試問・実地試験等を総合して判定する。

４　健康と運動の科学および健康とスポーツの科学については総時間数の 2/3 以上を出席しなければ、不合格とする。本項に該当する者に対しては、本科目の再試験および最終試験を行わない。

５　病気その他やむを得ない理由により健康と運動の科学および健康とスポーツの科学の出席時間数か不足した場合は、担当教員に申し出れば他の方法により出席時間数を補うことがある。

第４条（第２学年・第３学年・第４学年・第５学年・第６学年）

実習および演習については当該科目の時間数の 4/5 以上出席しなければ当該学年の評点を与えない。

２　病気その他やむを得ない理由により規定時間数以上の出席が満たされなかった場合は、その旨を教務課に申し出れば当該教授会の議を経てその科目の実習を補うことがある。

３　実習および演習ユニットの成績は、態度、技能、レポート、口頭試問、小テスト等を総合して決定する。

４　第５学年の臨床講義、第６学年の集中講義は実習に準ずるものであり各学年の講義時間数の 2/3 以上出席しなければならない。

定期試験等

第５条（第１学年）

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。

２　定期試験は各学期末に行う。定期試験の他に臨時試験を行うことがある。

３　１学年の出席については、全授業終了後に集計を行う。全授業時間数の 2/3 以上出席しなかった者には定期試験の受験資格を与えない。ただし実習・演習および実技は除く。

４　試験の方法は、筆答・口頭試問・実地・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。

５　各試験の成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。１科目を２名以上の教員が分担する科目の成績については、その科目の担当者の協議によって決定する。

６　定期試験の日程は試験の開始日の１週間前までに公示する。

７　病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者は、速やかに欠席届に理由を明記し、事務課学事係に提出しなければならない。

８　前項の理由により試験に欠席した者には追試験を行う。

９　追試験の受験者は、指定した期日までに追試験願を事務課学事係に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。

10　定期試験およびその追試験を受験できなかった場合は、その試験の成績を０点とする。

11　追試験の成績はその得点の 80％とする。

12　不合格科目の再試験は、後期定期試験後の判定で取得科目数が所定の科目数の 60％以上、あるいは所定の科目の総得点が合格基準点の総和以上の何れかに該当した者について所定の時期に行う。

13　再試験の受験者は、指定した期日までに再試験願を事務課学事係に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。

14　再試験に合格した者の成績は 60 点とする。

15　再試験の追・再試験は行わない。

第６条（第２学年・第３学年・第４学年）

各科目の定期試験は各学期末に行う。定期試験のほかに臨時試験を行うことがある。第２学年、第３学年および第４学年における定期試験はブロック単位とし、各ブロックについて行う。

２　試験の方法は筆答、口頭試問、レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。

３　試験の監督は当該科目あるいは当該ブロックの担当教員およびその教員の委嘱した者が行う。

４　定期試験の日程は試験開始日の１週間前までに公示する。

５　病気などやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった第２学年、第３学年および第４学年の者に対し

て所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
6　追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を教務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
7　追試験の成績はその得点の 80%とする。ただし、インフルエンザ等学校保健法で定められた伝染病で学校の指示により定期試験を欠席した場合は、追試験の得点の１００％とする。
8　定期試験および追試験を受験できなかった場合は、当該試験の成績を０点とする。
9　出席については、全授業終了後に集計を行う。全授業時間数の 2/3 以上出席しなかった者には、定期試験の受験資格を与えない。ただし、実習および第２学年、第３学年および第４学年の演習は除く。

成績判定

第７条　第２学年、第３学年および第４学年における成績は評点をブロック単位とし、定期試験その他各種資料に基づいて決定し、各ブロックの合格基準点(原則 60%)以上の得点をもって当該ブロックのユニットを一括して合格とする。
2　第５学年における臨床総合試験（内科系、外科系）の成績は、原則として内科系、外科系それぞれの合格基準点(原則 60%)以上の得点をもって合格とする。
3　最終判定は試験委員会の議を経て教授総会において行う。

再試験等

第８条　第２学年、第３学年および第４学年における不合格ブロックの再試験は、原則として、合格ブロック数が全ブロック数の 60%以上、あるいは全ブロックの総点数が合格基準点の総和以上のいずれかに該当した者について行う。
2　第５学年については、臨床総合試験の結果不合格になった試験（内科系、外科系）について再試験を行う。
3　再試験の追・再試験は行わない。
4　再試験の受験者は再試験願を教務課に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。
5　再試験で合格した場合の点数は、定期試験の当該ブロック・科目の合格基準点とする。
6　第２学年、第３学年および第４学年の実習及び演習ユニットの成績結果については第８条の第１項を適用しない。

共用試験（CBT）・共用試験（OSCE）

第９条　第４学年については、共用試験（ＣＢＴ）、共用試験（ＯＳＣＥ）を行う。
2　共用試験（ＣＢＴ・ＯＳＣＥ）の受験者には受験料を課する。
3　病気などやむを得ない理由により、共用試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
4　共用試験（ＣＢＴ）の結果不合格になったものについて、再試験を行う。ただし、合格基準は別に定める。
5　共用試験（ＯＳＣＥ）について、再試験は行わない。ただし、合格基準は別に定める。
6　再試験の追・再試験は行わない。
7　ただし成績結果については第８条の第１項を適用しない。

進級・卒業

第 10 条（第１学年）
学年末において、履修すべき必修科目（選択必修科目を含む）のすべてに合格した者は進級とする。
2　第５条第 12 項による再試験受験資格のない者は留年とする。
3　不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
4　再試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。

第 11 条（第２学年・第３学年・第４学年・第５学年・第６学年）
その学年の所定の科目あるいはブロックのすべてに合格した者、または不合格科目あるいは不合格ブロックの再試験にすべて合格した者は進級とする。
2　第２学年、第３学年および第４学年の実習および演習ユニットの不合格者は留年とする。
3　再試験受験資格のない者、および再試験の結果不合格科目あるいは不合格ブロックがある者は留年とする。
4　第４学年については共用試験(CBT)、共用試験(OSCE)の不合格者は留年とする。

5　第５学年については臨床総合試験、客観的臨床能力試験および第４条に従って履修科目のすべてに合格した場合に進級とする。
6　留年者は全科目あるいは全ブロックを再履修しなければならない。

第 12 条（全学年）
(1)　平成 22 年度在学していた全学生に適用
第１学年から第２学年までを４年以内、第３学年から第４学年までを４年以内、第５学年から第６学年までを４年以内に修了できない者は成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通

算して 6 年を超えることはできない。
(2) 平成 23 年度以降の入学生に適用
各学年を２年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通算して 6 年を超えることはできない。

第 13 条（卒業判定）
卒業試験は第６学年に行う。
２　第６学年については臨床実習（選択実習）に合格した者に卒業試験を受験する資格が与えられる。
３　卒業の判定は第６学年の総合試験及び卒業試験の成績をもって、卒業、卒業保留、留年を決定する。
４　卒業保留者については、卒業試験と同等の再評価試験に合格すれば、卒業資格を与える。

その他
第 14 条 進級並びに卒業決定等の重要事項および特例に関しては当該教授会において審議し決定する。

附則１　この要項は平成 24 年４月１日から適用する。
２　この改正要項は、平成 25 年４月１日から適用する。
３　学生の履修について、学則およびこの要項に定められていない事項は教授会の議を経てこれを定める。
４　この要項の変更は教授会の議を経て行う。

医学部履修要項解説

１．英検資格取得者および TOEIC 基準成績取得者に対する認定

文部科学省認定実用英語技能検定（英検）１級・準１級資格取得者または国際コミュニケーション英語技能テスト（TOEIC）750 点以上の得点取得者は、申請によって English for Global Communication（必修）の科目の一部（４科目または２科目）について、認定を受けることができる。なお English for Global Communication に含まれる科目としては Conversational English、Paragraph Writing、Freshman English A・B がある。

英検に関しては、１級取得者は４科目分、準１級取得者は２科目分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。

TOEIC に関しては、910 点以上の得点取得者は４科目分、750 点以上の得点取得者は２科目分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。

但し、準１級資格取得者または 750 点以上の得点取得者で、すでに２科目の認定を受けているものが、１級資格の取得または 910 点以上の得点を取得し再度科目認定の申請をしても、新たに認められる科目は２科目までとする。

認定を希望する者は、英語科目単位認定願及び、英検の場合は合格証明書を、TOEIC の場合は OFFICIAL SCORE CERTIFICATE（公式認定証）をそれぞれ富士吉田校舎事務課へ提出しなければならない。認定を申請して認められた者は通常の授業に出席することなしに申請科目が認定され、さらに一定の成績評価を与えられる。

２．進級について
第１学年

項目	不合格科目数	合格基準点	判定
定期試験	0	-	進級※
	1～16	-	再試験受験資格あり
	17 以上	合格基準点総和(2,400 点)以上	〃
		合格基準点総和(2,400 点)未満	留年
再試験	0		進級※
	1 以上		留年
専門科目演習	0		進級※
	1 以上		留年

※進級には演習科目を含む全科目合格が必要